

令和4年2月17日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15—15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職—329）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。 (1) この条の第1項及び第2項	第4条関係 1 年次休暇以外の休暇の取扱い については、それぞれ次に定め るところによる。 (1) この条の第1項及び第2項

の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、ア及びイの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア (略)

イ この条の第1項第9号、
第12号及び第13号並びに第2項第2号及び第3号
の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの
(削る)

の「人事院の定める非常勤職員」は、次に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次に定める職員とする。この場合において、アからウまでの「継続勤務」については、第3条関係第2項の規定の例によるものとする。

ア (略)

イ この条の第1項第9号、
第12号及び第13号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの

ウ この条の第2項第2号及び第3号の休暇 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められ

立 この条の第2項第4号の
休暇 同号に規定する申出
の時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、当該申出にお
いて、(15)の規定により指定
期間の指定を希望する期間
の初日から起算して93日
を経過する日から6月を経
過する日までに、その任期
(任期が更新される場合に
あっては、更新後のもの)
が満了すること及び任命権
者(国家公務員法第55条
第1項に規定する任命権者
及び法律で別に定められた
任命権者並びにその委任を
受けた者をいう。)を同じ

ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、6月以上継続
勤務しているもの

エ この条の第2項第4号の
休暇 同号に規定する申出
の時点において、1週間の
勤務日が3日以上とされて
いる職員又は週以外の期間
によって勤務日が定められ
ている職員で1年間の勤務
日が121日以上であるも
のであって、任命権者(国
家公務員法第55条第1項
に規定する任命権者及び法
律で別に定められた任命権
者並びにその委任を受けた
者をいう。)を同じくする
官職(以下この(1)において
「特定官職」という。)に
引き続き在職した期間が1
年以上であり、かつ、当該
申出において、(15)の規定に
より指定期間の指定を希望
する期間の初日から起算し
て93日を経過する日から

くする官職に引き続き採用
されないことが明らかでないもの

エ この条の第2項第5号の
休暇 初めて同号の休暇の
承認を請求する時点におい
て、1週間の勤務日が3日
以上とされている職員又は
週以外の期間によって勤務
日が定められている職員で
1年間の勤務日が121日
以上であるものであって、
1日につき定められた勤務
時間が6時間15分以上で
ある勤務日があるもの

(2) (1)ウの「引き続き採用」さ
れるものであるかどうかの判
断は、その雇用形態が社会通
念上中断されていないと認め

6月を経過する日までに、
その任期（任期が更新され
る場合にあっては、更新後
のもの）が満了すること及
び特定官職に引き続き採用
されないことが明らかでないもの

オ この条の第2項第5号の
休暇 初めて同号の休暇の
承認を請求する時点におい
て、1週間の勤務日が3日
以上とされている職員又は
週以外の期間によって勤務
日が定められている職員で
1年間の勤務日が121日
以上であるものであり、か
つ、1日につき定められた
勤務時間が6時間15分以
上である勤務日があるもの
であって、特定官職に引き
続き在職した期間が1年以
上であるもの

(2) (1)エ及びオの「引き続き在
職」するものであるかどうか
又は(1)エの「引き続き採用」
されるものであるかどうかの

られるかどうかにより行うものとし、(1)ウの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(18) (略)

2～4 (略)

判断は、それぞれその雇用形態が社会通念上中断されていないと認められるかどうかにより行うものとし、(1)エの「引き続き採用されないことが明らかでない」かどうかの判断は、この条の第2項第4号に規定する申出の時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(3)～(18) (略)

2～4 (略)

以 上